

第2期・飲食店等への営業時間短縮要請について

(令和3年9月13日(月)～令和3年9月26日(日))

デルタ株の感染拡大を阻止するため、
20時までの営業時間の短縮にご協力ください。
ご協力いただいた店舗には、協力金を支給します。

対象店舗を見回り、営業時間短縮への協力状況を確認します

営業時間短縮要請の概要

対象区域 県内全域

対象期間 令和3年9月13日(月)～9月26日(日) 14日間

対象店舗

食品衛生法に基づく営業の許可を取得している**飲食店・喫茶店**

※飲食店等の営業許可を取得しているカラオケボックス等を含む

<対象外店舗の具体例>

宅配・テイクアウト、コンビニ等のイートイン、飲食スペースのないキッチンカー、
宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設、
夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶等

要請内容 営業時間を**5時から20時まで**(酒類の提供は**19時まで**)に短縮

協力金の主な支給要件

- 上記対象店舗であること
- 令和3年9月12日(日)以前から営業し、通常の営業終了時刻が20時を越えていること
- 要請期間中の全ての日において、20時までの営業時間短縮に協力いただいていること
・通常、20時を越えて営業していた店舗が、期間中、要請を受け、終日休業された場合も対象になります
- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること(アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)
- 飲食を主として業としている店舗(カラオケ喫茶やスナック等)は、終日、カラオケ設備の利用を自粛していること
- 営業時間短縮又は休業に関するチラシを、店舗内外に掲示すること

※協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます

お問い合わせ先

【山口県時短要請・協力金相談窓口】

電話番号：0120-675-124

受付時間：9時～17時(土・日・祝を除く)

支給金額の算定

<参考> 協力金の算定方法

		前年度又は前々年度の1日あたり売上高		
		～約8.3万円	約8.3万円～25万円	25万円～
中小企業・個人事業主 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日あたりの売上高の3割)	7.5万円/日
	支給総額 (14日間)	35万円	売上高10万円/日の場合 42万円	105万円
			売上高20万円/日の場合 84万円	
大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業等においてもこの方式を選択可	日額	前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4 (上限:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額)		

申請の大まかな流れ

① 要請内容や支給要件を確認してください

② 時短要請に応じた営業を行う(20時以降の営業時間短縮)

- ・営業時間短縮又は休業に関するチラシを店舗内外に掲示
- ・店内で業種別ガイドラインに基づく感染防止対策(アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)を実施

③ 申請に係る必要書類の準備・確認

- 申請書、誓約書、店舗ごとの協力金計算書
- 代表者の本人確認書類(住所・氏名・生年月日がわかるもの)の写し(運転免許証・保険証等)
- 申請書に記載した協力金振込先口座情報が分かる通帳等の写し(表紙と見開き1ページ目)
- 飲食業売上高等を確認できる書類(確定申告書の写し、青色申告決算書の写し、売上台帳等の写し等)
※下限額(日額2.5万円)で申請する場合は、飲食業売上高等の確認書類は不要
- 食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
- 通常の営業時間が分かる書類(店舗HP、メニュー・パンフレットの写し、店内表示の写真等)
- 屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施等が確認できる店舗の外観・内覧写真
- 営業時間短縮又は休業に関するチラシの店舗内外での掲示状況が分かる写真

④ 申請(郵送又は電子申請)

申請方法

【申請受付期間】

令和3年9月27日(月)～令和3年11月26日(金)

【申請方法】

郵送又は電子申請で、申請書と添付書類を提出してください。

※申請様式等については準備中ですのでお待ちください。(9月下旬県HPに掲載予定)

申請の手引きを熟読の上、必要書類を整え申請してください。

協力金の支払

審査完了後、順次支給となります。申請書類に不備がない場合、受付完了後1か月程度での支給を見込んでいます。申請書類に不備等がある場合は、審査に時間がかかることがあります。